

行動規範

- 1 役職員は、研究所の公共性を自覚し、研究所に対する社会的信頼を維持し、向上させるよう努める。
- 2 役職員は、業務を遂行するに当たって関係法令、規程等を遵守する。
- 3 役職員は、業務上の相手全てに対し、公平、誠実に行動する。
- 4 役職員は、職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- 5 役職員は、他人が所有する知的財産権を尊重し、これを侵害しない。
- 6 役職員は、セクシャル・ハラスメントその他職場の健全な環境、秩序及び規律をみだすような行為をしない。
- 7 役職員は、職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。